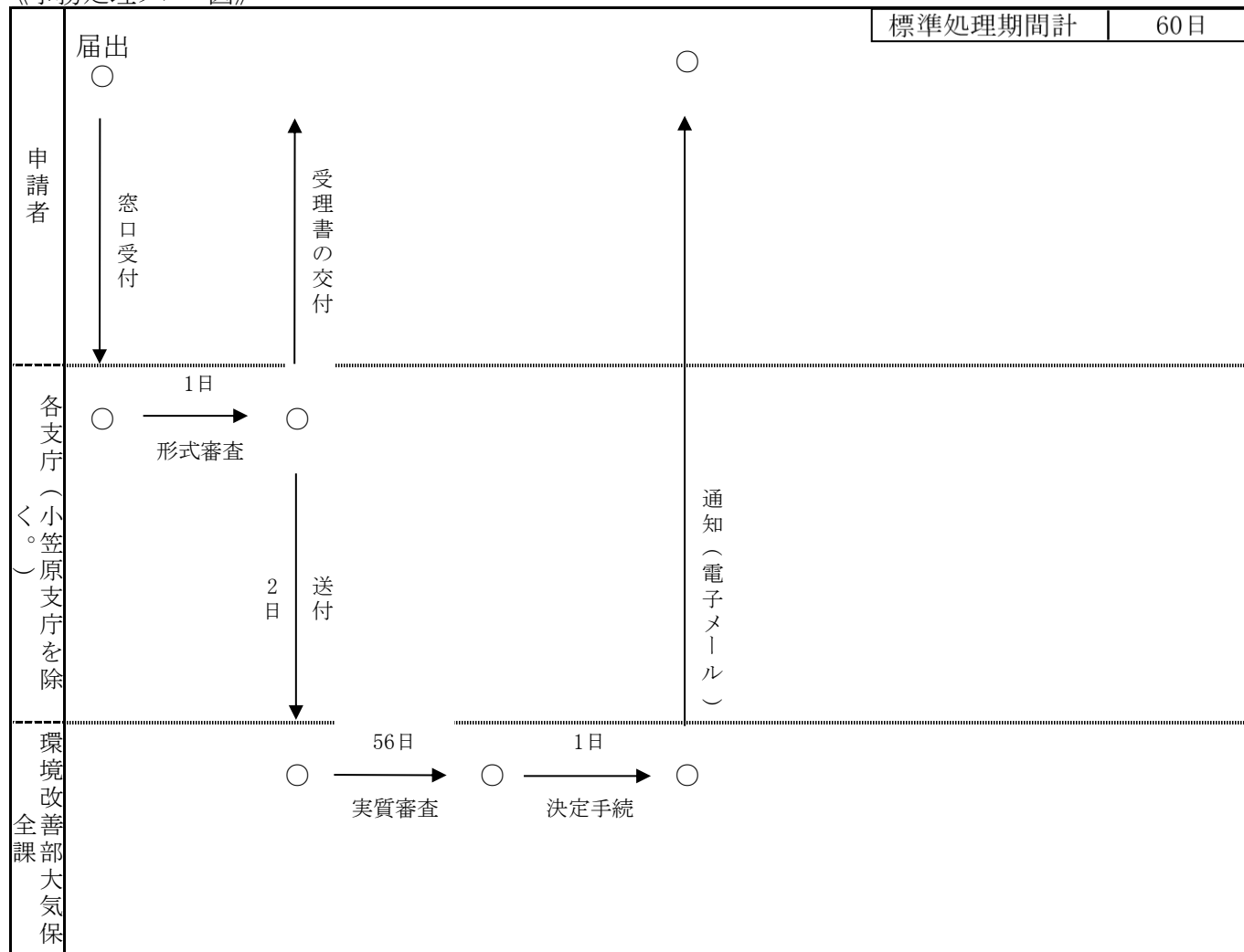


## 事務処理フロー図

事務名 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設設置届出

作成部署 環境局環境改善部大気保全課大気担当 電話42-355

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された届出書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	送付	形式審査が終了した申請書を処理機関である環境改善部大気保全課へ送付します。
3	受理書の交付	法施行規則第9条の3の規定により、届出者に受理書を交付します。
		(特別区及び小笠原支庁管内については、環境改善部大気保全課で受付、形式審査、受理書の交付を行います。)
4	実質審査	申請書の内容について審査基準(法第17条の4の排出基準)を満たしているかどうかを審査します。
5	決定手続	審査結果について、大気保全課長が決定します。
6	通知	届出者に審査結果を通知します。(審査基準に適合しないと認めるときは、計画変更その他必要な措置を命令します。)